

市役所からの お知らせ

税

泉大津税務署の確定申告会場は
テクスピア大阪です

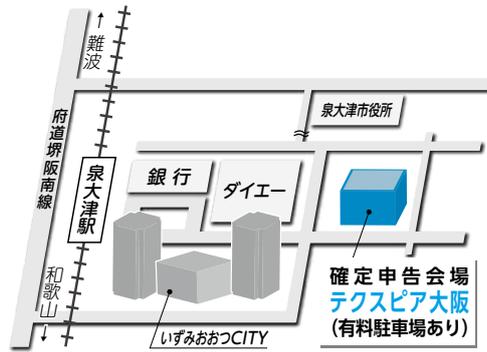
テクスピア大阪（南海本線「泉大津」駅下車）に所得税・消費税・贈与税の申告書等の作成及び受付会場（1階）を開設します。

開設期間 2月16日～3月15日の午前9時～午後4時（土・日曜日を除く）

※会場の混雑状況などにより、受付を早めに終了する場合があります。（昨年の最も早い相談受付の締切時間は、午後2時）

申告書は、国税庁HPで作成し、郵送での提出をお勧めします。

※今年度から駐車場料金は無料対応していませんのでご注意ください。



問合先 泉大津税務署

☎ 0725 (33) 5601

事業主の皆さんへ

給与支払報告書は1月31日まで

平成29年中に給与等を支払った場合、給与支払者は従業員等が居住する住所地（平成30年1月1日現在の市町村）へ1月31日までに、平成30年度の給与支払報告書を提出することになっています。平成29年中に退職された方の給与支払報告書も提出が必要です。

口座振替取扱金融機関

- 三菱東京UFJ銀行
- 池田泉州銀行
- 三井住友銀行
- 近畿大阪銀行
- 紀陽銀行
- みずほ銀行
- りそな銀行
- 関西アーバン銀行
- 三井住友信託銀行
- 大阪信用金庫
- 近畿産業信用組合
- 近畿労働金庫
- いずみの農業協同組合
- 成協信用組合
- ゆうちょ銀行・郵便局

納税には、口座振替を 便利な

納税に口座振替をご利用いただくと、指定した口座から市税等が自動的に引き落とされるので、便利で納め忘れがありません。なお、相続、贈与、新・増改築等により、土地・家屋の所有者及び持分に変更がある場合は、新たに口座振替の手続きが必要です。手続きには、預金通帳・届出印・納付書または領収書を持って、市役所へお申し込みください。

問合先 税務課 ☎ (275) 6094

平成30年度の口座振替日と口座振替申込期限

対象税目	振替期別	振替日（納期限）	申込期限
固定資産税 都市計画税 (償却資産を含む)	全期前納分	平成30年5月31日	平成30年2月末日
	第1期分	// 30年5月31日	// 30年2月末日
	第2期分	// 30年7月31日	// 30年6月末日
	第3期分	// 30年12月20日	// 30年11月20日
市・府民税 (普通徴収)	第4期分	// 31年2月28日	// 31年1月末日
	全期前納分	// 30年7月2日	// 30年3月末日
	第1期分	// 30年7月2日	// 30年3月末日
	第2期分	// 30年8月31日	// 30年7月末日
第3期分	// 30年10月31日	// 30年9月末日	
第4期分	// 31年1月31日	// 30年12月末日	

※口座振替の申込期限は、申込用紙が金融機関から市役所に到達する日を表します。
※口座振替は納期限内のものに限ります。また、過年度分の口座振替はできません。

▼個人事業主の方へ

総括表には、マイナンバーを記載してください。提出には、番号および身元確認書類として、「マイナンバーカード」または「通知カード＋運転免許証等の身元確認書類」の提示（郵送の場合は、写しの提出）が必要です。

問合先 税務課

☎ (275) 6097

今月が納期限の税金

〈市民税〉
〈府民税〉
第4期分

1月31日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。

国民年金

新成人の皆さんへ 20歳を迎えたら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなどで支える仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障がいがあったとき、家族の働き手がなくなつたときに、年金を受け取ることができま

◆国民年金のポイント

▼将来の大きな支えになります

20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。基礎年金の半分を国庫負担で賄われ、賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されるので大変有利です。ただし、納め忘れ等があると年金が受け取れないこともあるのでご注意ください。
▼老後のためだけのものではありません

年をとったときの老齢年金のほか、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れる障害年金、加入者が死亡

した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族が受け取る遺族年金があります。
※障害・遺族年金は、支給される条件があるので窓口でご相談ください。

◆保険料の納付が猶予される制度

▼学生納付特例制度

対象 本人の所得が一定額以下で、学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）・一部の海外大学の日本分校に在学する方

▼納付猶予制度

対象 本人および配偶者の所得が一定額以下で学生でない50歳未満の方
問合せ先 堺西年金事務所 ☎(243) 7900または市民課 ☎(275) 6241

後期高齢者医療

特別徴収(年金からの保険料支払い)から口座振替に変更できます

後期高齢者医療の保険料を特別徴収(年金からの支払い)で納めることになっている方で、口座振替での

支払いを希望される方は、申し出(納付方法変更申出書の提出)により変更が可能です。希望する方は、口座振替の手続きが必要なので、通帳・届出印をお持ちください。

なお、現在、口座振替をご利用の方についても申し出をされていない場合は、今後、特別徴収となる場合があるのでご注意ください。

問合せ先 健康づくり課

☎(275) 6392

75歳を迎え、後期高齢者医療の被保険者となる方へ

後期高齢者医療の被保険者証は75歳の誕生月の前月にお送りします。保険料の賦課は誕生月からで、納付は原則として誕生月の翌月からです。なお、国民健康保険料を口座振替で納付していた方が後期高齢者医療の被保険者となり、口座振替を希望する場合でも、新たに口座振替の手続きが必要です。金融機関または健康保険係の窓口へ通帳・届出印・被保険者証を持参し、手続きを行ってください。

問合せ先 健康づくり課

☎(275) 6392

高額医療・高額介護合算制度

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者全員が1年間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた額を支給します。

1月末頃に、支給の対象者へお知らせと支給申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、同封の封筒で後期高齢者医療広域連合に返送してください。なお、今回の対象は平成28年8月1日から平成29年7月31日までに支払った自己負担額となります。

問合せ先 府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06(4790)2031

各種

保健師または看護師（臨時的任用職員）を募集

募集 2人

応募資格 保健師または看護師の資格を有する方

雇用期間 平成30年2月1日から平成30年3月31日（継続あり）

勤務時間 午前9時～午後5時30分

業務内容 各種保健事業（パソコンを使用した資料作成・データ入力を含む）

提出書類 市販の履歴書、資格証明書の写し等

応募・問合せ先 地域包括ケア推進課
☎（267）1160

※地域包括ケア推進課では、各種保健事業に携わる登録保健師・看護師・助産師を募集しています。詳しくは、お問い合わせください。

各種パブリックコメント

パブリックコメントとは、計画を策定する際等に、予め案を公表し、

皆さんからのご意見をいただくものです。

■高石市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）

閲覧期間 1月22日～2月5日

閲覧場所 市役所及び市内各公共施設（市ホームページでも閲覧可）

意見提出方法 1月22日～2月5日（必着）に住所・氏名・電話番号を記入し、郵送またはFAX、Eメールで健幸づくり課へ「T592・8585（住所記載不要）、FAX：（265）3100、Eメール：kagoo@city.takaishi.jp」

■第5期高石市障がい福祉計画・第1期高石市障がい児福祉計画（案）

閲覧期間 1月15日～2月2日

閲覧場所 市役所及び市内各公共施設（市ホームページでも閲覧可）

意見提出方法 1月15日～2月2日（必着）に住所・氏名・電話番号を記入し、郵送またはFAX、Eメールで高齢・障がい福祉課へ「T592・8585（住所記載不要）、FAX：（265）3100、Eメール：syougai@city.takaishi.jp」

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter

こんろのグリル窓に触ってやけど！ 歩き始めの時期は特に注意しましょう



事例1 魚焼きグリルのガラス面に触って左手の人差し指から小指までをやけどした。グリルは火を消した後だったが、余熱が残っていた。（1歳 女児）

事例2 グリルで魚を焼いているとき、子どもがつかまり立ちして、グリルの側面に手をついてしまった。グリルまで手が届くとは思っていなかった。（10カ月 男児）



こんろのグリルで子どもがやけどを負ったという事故が、1歳前後の子どもに集中して起きています。歩き始めのこの時期は行動範囲が広がり、身長とほぼ同じ高さにあるグリル窓へ容易に手が届くようになるので注意しましょう。グリル窓は、使用中はもちろん使用後もしばらくは高温です。窓が熱いうちはグリルに子どもを近づけてはいけません。グリル窓が高温抑制されている商品を選ぶのも一つの方法です。子どもは大人より皮膚が薄いため、深いやけどになりやすく、注意が必要です。やけどを負った場合は、すぐに流水で冷却しましょう。水疱があれば可能な限り破らないようにし、冷却後はガーゼ等を当てて医療機関を受診しましょう。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎（267）5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9：00～16：45
休 日 土・日曜日、祝日
※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「子どもサポート情報第122号」から抜粋・イラスト黒崎玄

有料普通ごみ処理券・粗大ごみ処理券取扱所の指定

次の事業所についてごみ処理券取扱所の指定をしました。

■セブンイレブン高石高師浜店「高師浜1・16・1」

問合先 生活環境課

☎ (275) 6266

ご寄附ありがとうございます

医療法人医進会高石加茂病院（理事長・橋本武志氏）から福祉基金に、100万円のご寄附をいただきました。



みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

いろいろな人権問題について

あけましておめでとうございます。2018年（平成30年）を迎えました。本年は、2月9日から平昌で冬季オリンピックが開催されます。6月14日からFIFAワールドカップロシア大会が開催され、8月には夏の全国高等学校野球選手権大会が100回となる記念大会を迎えます。さまざまな勇気や感動を届けてくれることでしょう。

さて、本年初めの「まっぼっくり」は、私たちは生涯、どのような人権問題に関わっているのかという視点から見ていくことにします。

▼出身地・民族・国籍

「あの人は同和地区出身だから……」「部落出身だから……」などと言われて結婚を妨げられたり、差別発言や差別落書きがされるなどの事案が依然として存在しています。同様にアイヌの人々に対する理解が十分でないための偏見や差別、さらには言語、宗教、習慣等の違いから外国人をめぐるさまざまな人権問題も発生しています。

▼女性の人権

女性というだけで社会参加や

就職の機会が奪われることがあってはなりません。パートナーからの暴力や性的な嫌がらせ、ストーカー等も重大な問題です。

▼性的マイノリティの人権

「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対してや、からだの性と心の性の食い違いに悩みながら苦しんでいる人への根強い偏見や差別もあります。

▼障がい者・高齢者の人権

障がいの有無は私たち誰にでも関わる問題です。障がいのある人に対する十分な理解と配慮が必要です。介護者による身体的・心理的虐待や無断で財産を処分されたなどの事案が発生しています。

▼子どもの人権

乳幼児期から児童・生徒の成長過程においては、親などによる虐待、さらに性的虐待や児童買春等の問題も深刻です。また、いじめや体罰は大きな社会問題となっています。

▼就職差別

本籍や生い立ち、出生地や住宅状況など本人に責任のない事

項や、思想、信条等本来自由であるべき事項の質問は「公正採用選考」に反します。

▼さまざまな人権問題

HIVやハンセン病等の感染症の患者・回復者等が偏見や差別で苦しんでいます。

刑を終えて出所した人やその家族に対する差別、犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷により傷つけられています。インターネットにおける個人の名誉やプライバシーを侵害する等の問題も起きています。

ホームレスや北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権侵害や、重大な犯罪である人身取引、さらには東日本大震災に起因する人権問題もあります。

私たちは生涯の中で、様々な人権問題に関わっているのです。人権侵害をなくすために、一人ひとりが人権を意識することが必要です。相手の気持ちを考え思いやることや違いを認め合う心を育んでいくことが何よりも大切なのではないのでしょうか。

人権推進課

☎ (275) 6279